



山形県公報

平成25年7月12日(金)
第2460号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会…………… (財 政 課) ……804
- 生活保護法による指定医療機関の指定…………… (健康福祉企画課) …… 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… ( 同 ) …… 同
- 生活保護法による指定介護機関の再開の届出…………… ( 同 ) …… 同
- 山形県予防接種事故対策費負担金等交付規程の一部を改正する規程…………… ( 同 ) …… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による  
指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (最上総合支庁地域保健福祉課) ……805
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による  
指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止…………… ( 同 ) …… 同
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (置賜総合支庁農村計画課) …… 同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知…………… (森 林 課) ……806
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出…………… (建築住宅課) …… 同
- 開発行為に関する工事の完了…………… (村山総合支庁建築課) ……807
- 同 ……………… ( 同 ) …… 同

### 公安委員会関係

#### 告 示

- 運転免許取得者教育の認定教育実施者に係る代表者変更の届出…………… 同
- 指定講習機関に係る代表者変更の届出……………808

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請…………… (置賜総合支庁地域振興課) …… 同
- 同 ……………… ( 同 ) …… 同
- 同 ……………… ( 同 ) ……809
- 同 ……………… ( 同 ) …… 同
- 一般競争入札の公告…………… (情報企画課) ……810
- 特定調達契約に係る落札者の公告…………… (会 計 局) ……811
- 同 ……………… ( 同 ) ……812
- 同 ……………… ( 同 ) …… 同
- 同 ……………… ( 同 ) ……813
- 同 ……………… ( 同 ) …… 同

## 告 示

### 山形県告示第677号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成25年6月14日招集した山形県議会定例会は、同年7月3日閉会した。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第678号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地        | 指定年月日      |
|-----------|-------------------|------------|
| にしき調剤薬局   | 鶴岡市錦町17番6号 コーポ錦1F | 平成25. 6. 1 |

### 山形県告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日       |
|-----------|------------|-------------|
| にしき調剤薬局   | 鶴岡市錦町17番6号 | 平成25. 5. 31 |

### 山形県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地     | 再開年月日      |
|------------------|------------------|----------------|------------|
| あすなる窪田デイサービスセンター | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 米沢市窪田町窪田1421番地 | 平成25. 5. 6 |

### 山形県告示第681号

山形県予防接種事故対策費負担金等交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県予防接種事故対策費負担金等交付規程の一部を改正する規程

山形県予防接種事故対策費負担金等交付規程（昭和53年11月県告示第2058号）の一部を次のように改正する。  
第1条及び別表中「第11条第1項」を「第15条第1項」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地             | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|------------------------------|-------------------------|-------------|-----|-------------|
| 株式会社ウィズ<br>新庄市若葉町5番29号       | 大樹<br>新庄市十日町字高壇1302番地の5 | 就労継続支援（B型）  | 10名 | 平成25. 6. 28 |

## 山形県告示第683号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                           | 障害福祉サービスの種類            | 廃止年月日      |
|--------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|------------|
| 株式会社やすらぎ福祉センター<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | ふれあい鮭川指定居宅介護事業所<br>最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成25. 7. 1 |

## 山形県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
伊佐沢土地改良区
- 事務所の所在地  
長井市上伊佐沢3060番地
- 認可年月日  
平成25年7月2日
- その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第685号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
寒河江市大字田代字板山沢683の乙、1194の1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び寒河江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第686号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿二丁目1番2号
- 2 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                | 変 更 後 | 変更年月日      |
|----------------------|-------|------------|
| 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 | 同左    | 平成25. 7. 9 |
| 福島県郡山市中町11番5号        | 同左    |            |
| 東京都新宿区新宿二丁目1番2号      | 同左    |            |
| 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号 | 同左    |            |
| 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号  | 同左    |            |
| 島根県松江市中原町6番地         | 同左    |            |
| 広島県広島市中区八丁堀15番6号     | 同左    |            |
| 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13   | 同左    |            |
| 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号   | 同左    |            |

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 長崎県長崎市万才町6番33号   | 同左                   |
| 宮崎県宮崎市川原町5番10号   | 同左                   |
| 鹿児島県鹿児島市中央町9番10号 | 同左                   |
| 沖縄県浦添市字城間3019番地  | 同左                   |
|                  | 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 |

**山形県告示第687号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年7月17日 指令村総建第5011号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第4工区  
上山市長清水一丁目2番20の一部、2番21
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
上山市八日町2番20号  
有限会社山形第一不動産

**山形県告示第688号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年5月28日 指令村総建第147号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市長清水二丁目68番1、69番1、69番4、70番、71番、159番、159番内1号、160番、160番1、160番2、160番3、161番2、70番先から159番内1号先まで、69番4先から161番2先まで
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
上山市牧野字清水21番1  
社会福祉法人みゆき福祉会

## 公安委員会関係

### 告 示

**山形県公安委員会告示第6号**

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年7月12日

山形県公安委員会  
委員長 中 山 眞 一

| 届 出 を し た 者 の<br>氏 名 又 は 名 称 | 変更に係る事項     | 変 更 前 | 変 更 後   |
|------------------------------|-------------|-------|---------|
| 黒 井 産 業 株 式 会 社              | 代 表 者 の 氏 名 | 高 橋 渡 | 高 橋 博 剛 |

**山形県公安委員会告示第7号**

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年7月12日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 中 山 眞 一

| 届 出 を し た 者 の<br>氏 名 又 は 名 称 | 変更に係る事項     | 変 更 前 | 変 更 後   |
|------------------------------|-------------|-------|---------|
| 黒 井 産 業 株 式 会 社              | 代 表 者 の 氏 名 | 高 橋 渡 | 高 橋 博 剛 |

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人三條かの記念館
  - (2) 代表者の氏名  
三條 貞夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市城南一丁目5番27号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、剣道をとおした青少年の健全育成活動、地域のまちづくりの推進を図る活動を支援し、文化、芸術及びスポーツの振興を図る事業を行ない、健やかで、活力のある、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人森の子会

## (2) 代表者の氏名

我妻 壽光

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市万世町牛森4172番地の6

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、児童、高齢者、知的及び身体障害者に対して、子どもの健全育成を図る事業、及び生活の自立を図り、職業能力の開発を支援する事業を行い、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、幸せな生きがいのある生活の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請のあった年月日

平成25年6月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人にこここホーム

## (2) 代表者の氏名

小島 幸二

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市金池五丁目6番29号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、支援に関する事業並びに障害者の自立生活に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請のあった年月日

平成25年6月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人フードバンク山形

## (2) 代表者の氏名

増田 勇一

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市下新田2556番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、事情により十分な食料が得られない人たちや福祉団体に対して、食品流通上での余剰食品や、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を提供（寄付行為等により）して頂き、福祉施設や困窮者へ届ける事業を行う。又、困窮者への社会的支援や災害支援活動、森づくりなどの活動を通じ、環境と資源の有効利用を図り広く社会貢献することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークにおけるデータセンター及びハードウェア等の賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成25年8月22日（木） 午後1時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークにおけるデータセンター及びハードウェア等の賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成30年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成26年1月1日から平成30年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(8)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (6) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (7) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (8) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当  
電話番号023(630)2098

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成25年7月25日（木）午後5時まで山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Lease of datacenter and hardware and software for the Yamagata Prefectural Government's central communication network 1 set

(2) Time-limit for tender: 1:00P.M. August 22, 2013

(3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2098

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) ロータリ除雪車2.2メートル級 3台

(2) 除雪ドーザ13トン級 3台

(3) 除雪ドーザ11トン級（反転エッジ付き） 1台

(4) 除雪ドーザ11トン級 7台

(5) 小形除雪車1.3メートル級 5台

(6) 小形除雪車1.0メートル級 8台

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

#### 3 落札者を決定した日 平成25年5月9日

#### 4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(6)までごとに次のとおり。

(1) 昭和建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1

(2) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地

(3) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地

(4) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地

(5) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69

(6) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69

## 5 落札金額

1の(1)から(6)までごとに次のとおり。

- (1) 93,870,000円
- (2) 34,492,500円
- (3) 10,248,000円
- (4) 67,620,000円
- (5) 60,742,500円
- (6) 47,449,500円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年3月29日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ロータリ除雪車2.6メートル級 2台
- (2) ロータリ除雪車2.2メートル級（スイングオーガ装置付き） 2台
- (3) ロータリ除雪車2.2メートル級（後輪ダブルタイヤ） 4台
- (4) ロータリ除雪車2.2メートル級 3台
- (5) 小形除雪車1.3メートル級 3台
- (6) 小形除雪車1.0メートル級 8台

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

## 3 落札者を決定した日 平成25年5月21日

## 4 落札者の名称及び所在地

1の(1)から(6)までごとに次のとおり。

- (1) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (2) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
- (3) 株式会社KCMJ山形営業所 新庄市大字福田字福田山711番69
- (4) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (5) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1
- (6) 昭建機株式会社 山形市大字十文字1128番地1

## 5 落札金額

1の(1)から(6)までごとに次のとおり。

- (1) 62,160,000円
- (2) 63,472,500円
- (3) 119,227,500円
- (4) 87,885,000円
- (5) 37,359,000円
- (6) 47,712,000円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年4月26日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 凍結防止剤散布車 11台
  - (2) 除雪トラック 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成25年6月6日
- 4 落札者の名称及び所在地  
1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。
  - (1) いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
  - (2) UDトラックスジャパン株式会社天童カスタマーセンター 天童市大字芳賀637番地1
- 5 落札金額  
1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。
  - (1) 178,080,000円
  - (2) 25,410,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年4月26日

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 除雪ドーザ13トン級 4台
  - (2) 除雪ドーザ11トン級 3台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成25年6月11日
- 4 落札者の名称及び所在地  
1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。
  - (1) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
  - (2) コマツ山形株式会社 山形市蔵王成沢字町浦192番地
- 5 落札金額  
1の(1)及び(2)ごとに次のとおり。
  - (1) 52,710,000円
  - (2) 34,492,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年5月31日

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成25年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 除雪グレーダ 7台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成25年7月2日
- 4 落札者の名称及び所在地  
キャタピラー東北株式会社山形支店 天童市石鳥居二丁目1番91号

- 5 落札金額 152,769,750円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年6月21日